

**「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」および
「新宿区旅館業法施行条例」の改正に向けたパブリック・コメントの実施について**

「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」及び「新宿区旅館業法施行条例」におけるルールを厳格化することにより、宿泊施設の適正な運営を図り、区民の平穏な生活環境を維持するため、下記のとおり条例の改正に向けた検討を進めている。

条例改正にあたり、パブリック・コメントを実施し、広く区民から意見を求める。

記

1 条例改正の背景

平成 30 年 6 月の住宅宿泊事業法の施行により、住宅宿泊事業（民泊）の運営が年間 180 日まで可能となるとともに、同時期の旅館業法改正により、旅館・ホテル営業におけるフロント設置義務及び最低客室数の要件が廃止された。これに伴い、従事者が常駐しない小規模宿泊施設の立地が進んだ。その後、インバウンド需要の増加を背景に区内の宿泊施設数は増加しており、ごみ、騒音及び喫煙等に関する苦情も増加するなど、周辺住民の生活環境への影響が顕著となっている。

区は、全国に先駆けて住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を制定し、ルールを遵守しない事業者に対する是正指導や、違反を繰り返す悪質な住宅宿泊事業者への行政処分を行うなど、適正な運営の確保に取り組んできたが、宿泊施設に起因する苦情や通報は依然として発生しており、更なる対策が求められている。

こうした中、国はこれまでの方針を転換し、住宅地の静穏な居住環境や定住人口の維持上の懸念が生じているとして、地域の実情に応じて合理的な範囲で必要な規制を行うことが可能であることを通知した。（令和 8 年 7 月 15 日付け「住宅宿泊事業法に規定する届出住宅に係るゼロ日規制等について（技術的助言）」）

これらの状況から、区として区民の平穏な生活環境を維持するため、「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」及び「新宿区旅館業法施行条例」を改正し、規制の強化及び運営基準の見直しを行うことで、宿泊施設の適正な運営の確保を図る。

2 改正の概要

(1) 「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」の改正

事業の実施制限を大幅に見直し、制限区域を拡大するとともに、住居系の用途地域においてはゼロ日規制を導入する。そのほか、近隣住民への説明会の実施の義務付けや、宿泊者の本人確認の対面実施の義務付けなどにより規制の厳格化を図る。

(2) 「新宿区旅館業法施行条例」の改正

新たに区長、営業者の責務を定めるとともに、施設の最低規模規定の導入や、フロント設置の義務付けなど、構造設備基準の規制を大幅に強化する。そのほか、近隣説明の実施の義務付けや、従事者常駐義務の違反に対する措置命令の規定の新設などにより規制の厳格化を図る。

また、旅館業法の施行に関し必要な事項を定める現行の趣旨を、生活環境悪化防止を目的として適正な旅館業運営に必要な事項を区独自で定めることを内容とする条例に改めることから、条例名を「新宿区旅館業の適正な運営の確保に関する条例」と変更する。

3 条例改正の内容

「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」改正案（骨子）（別紙１）及び「新宿区旅館業法施行条例」改正案（骨子）（別紙２）のとおり。
（改正案の概要…別紙３のとおり。）

4 パブリック・コメント及び説明会の実施（別紙４・別紙５）

(1) 実施期間

令和８年１０月１５日（木）から令和８年１１月１３日（金）まで

(2) 意見書の提出方法

１０月１５日号の広報新宿及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、区ホームページ及び衛生課窓口で受付

(3) 閲覧場所等

衛生課、特別出張所、区政情報課、区政情報センター及び区立図書館で閲覧に供するとともに、区ホームページで公表及び動画配信を行う。

(4) 地域説明会

- ① 令和８年１０月２１日（水）午前１０時～ 新宿区役所第二分庁舎分館１階会議室
- ② 令和８年１１月５日（木）午後６時３０分～ 戸塚地域センター会議室１・２

5 今後のスケジュール

令和８年	１０月	１日	政策経営会議
	１０月	７日	福祉健康委員会へ報告
	１０月	１５日	パブリック・コメント実施(説明会１０月２１日、１１月５日)
	～１１月１３日		
	１２月	２３日	調整会議（パブリック・コメントの実施結果）
令和９年	１月	１４日	政策経営会議（同上）
	２月	１０日	福祉健康委員会へ報告（同上）

	第1回定例会へ条例（案）を議案として提出
3月24日	条例の公布予定
6月 1日	条例の施行予定

「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」改正案（骨子）

1 改正理由

平成 30 年 6 月に住宅宿泊事業法（以下「法」という。）が施行され、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）の運営が年間 180 日まで可能となりました。

新宿区では、全国に先駆けて住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を制定し、住居専用地域における平日の実施制限など独自のルールを設けたほか、新宿区住宅宿泊事業ルールブックを通じて届出者に新宿区ルールを周知徹底し、民泊運営の適正化を図ってきました。

しかしながら、近年のインバウンドの増加を受けて区内の届出住宅数は増加し続けており、これに伴い、宿泊者による騒音や隣家への誤訪問、ごみの不適正排出など、周辺住民の生活環境への影響が顕著となっています。

区は、ルールを守らない事業者に対する是正指導や、違反を繰り返す悪質な事業者に対する行政処分を行うなど厳しく対応してきましたが、民泊に起因する苦情や通報が後を絶ちません。

こうしたことから、区では、区民の平穏な生活環境を維持するため、「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を改正し、事業の実施制限をはじめとしたルールを厳格化することにより、民泊の適正な運営の確保を図ります。

2 主な改正内容

（1）住宅宿泊事業の実施制限の見直し

- ▶ 制限区域を拡大し、住居専用地域、住居地域、準工業地域、文教地区では住宅宿泊事業の実施を原則禁止。
- ▶ 近隣商業地域、商業地域における営業可能日数を、年間 120 日（春休み、夏休み、冬休み期間）に引き下げ。
- ▶ 新たな実施制限は、改正条例施行の 2 年後に既存施設にも適用。

用途地域	現行	改正案
住居専用地域	平日営業不可 (金曜日正午～月曜日正午のみ営業可)	→ ・住宅宿泊事業の実施を禁止 (既存施設は、改正条例施行の 2 年後に適用)
住居地域 準工業地域 文教地区	年間 180 日まで	→ ・「特例住宅」※ ¹ の認定を受けたものは、年間 120 日（春休み、夏休み、冬休み期間）※ ² の期間内は実施可
近隣商業地域 商業地域	年間 180 日まで	→ ・年間 120 日（春休み、夏休み、冬休み期間）※ ² の期間内は実施可 (既存施設は、改正条例施行の 2 年後に適用)

※ 1 : 「特例住宅」について

▶ 次の要件にすべて該当する場合は、区の認定を受けることにより、年間 120 日の事業の実施が可能。

- (ア) 住宅宿泊事業者（日本語での会話が可能）が、自己の生活の本拠として、届出予定の住宅又は隣接した住宅に 3 年以上居住していること。
- (イ) 当該住宅が住宅宿泊事業者の所有する家屋であること。
- (ウ) 家主同居の場合、住宅宿泊事業者と宿泊者の寝室を別に設け、それぞれ施錠管理が可能な構造であること。

※ 2 : 「年間 120 日（春休み、夏休み、冬休み期間）」について

▶ 1 年のうち、営業が可能な期間は次のとおり（合計 120 日）。

- ・ 春休み期間：3 月 15 日正午～4 月 11 日正午
- ・ 夏休み期間：7 月 1 日正午～9 月 1 日正午
- ・ 冬休み期間：12 月 15 日正午～1 月 15 日正午

(2) 周辺地域の住民に対する説明

届出（近隣説明の対象となる事項を変更する場合を含む。）をしようとする日の 30 日前までに、以下の事項について、書面配布による説明と説明会の実施を義務付ける。

現行		改正案
届出の <u>7 日前</u> まで	→	届出の <u>30 日前</u> まで
書面配布による実施	→	書面配布と説明会の両方による実施

【対象範囲】（別途規則で定める）

届出住宅から 10m 以内の敷地に存する建物に居住または勤務する者

【説明事項】

- ① 住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び連絡先
- ② 住宅が住宅宿泊事業の用に供されるものであること。
- ③ 住宅の所在地
- ④ 住宅宿泊事業を開始しようとする日
- ⑤ 周辺地域の生活環境への悪化防止のために宿泊者に対して説明すべき事項
- ⑥ 住宅宿泊管理業務を委託する場合においては、住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先

※上記【説明事項】①、⑤、⑥に変更が生じた際も書面配布と説明会による住民説明が必要です。

※変更時の住民説明については、既存施設にも適用します。

(3) 届出事項の拡充

緊急連絡先や廃棄物処理の委託状況など営業者の運用体制を区が把握し、適正な運営が確保できる体制を構築しているかを確認するため、届出時（届出事項の変更時を含む。）、以下の事項の報告を義務付ける。

【報告事項】（報告事項②～⑥は別途規則で定める）

- ① 周辺地域の住民に対する説明（上記（2））の実施状況
- ② 標識に記載する緊急連絡先
- ③ 住宅の存する用途地域
- ④ 廃棄物処理の委託状況及び保管のための設備の設置状況
- ⑤ 苦情等の対応に係る体制（事務所の所在地、対応の所要時間）
- ⑥ 消防法及び火災予防条例の規定に適合していることの確認状況（検査結果通知書の写しなど）

※届出時の報告事項に変更が生じた場合は、既存施設にも適用する。

(4) 運用体制の強化【新設】

住宅宿泊事業の適正な運営の確保のため、住宅宿泊事業者等に対し、以下の事項を新たに義務付ける。

- ① 宿泊者の本人確認及び周辺地域の生活環境への悪化防止のために宿泊者に対して行う説明は、対面で行う。
- ② 周辺住民の苦情や行政機関の問合せに対応するため、日本語会話可能な者を選任し、届出住宅におおむね 30 分以内に到着できる体制を確保する。
- ③ 住宅宿泊事業に伴って生じるごみについて、廃棄物処理業者への処理の委託を必須とする。
- ④ 住宅宿泊管理業者が住宅宿泊管理業務を再委託する際、非登録業者への再委託は原則禁止とする。

※①、②、③については、改正条例の施行後、既存施設にも適用する。

※④については、改正条例の施行後 2 年間が経過した後、既存施設にも適用する。

(5) 届出住宅の公表事項の拡充

区ホームページ等で公表している届出住宅一覧の公表事項を以下のとおり新たに一部追加する。

【公表事項】

- ① 届出住宅の所在地
- ② 住宅宿泊事業者の氏名（法人の場合、名称及び代表者名）
- ③ 住宅宿泊事業者の連絡先

- ④ 標識に記載する緊急連絡先
- ⑤ 周辺地域の住民に対する説明（上記（２））が完了した年月日
- ⑥ 届出の年月日
- ⑦ 届出番号

※②、④を新たに追加する。

※①、③、⑤は引き続き条例で規定し、⑥、⑦は引き続き規則で規定する

（６）命令等の公表【新設】

以下の規定による命令等をした場合に公表することができる規定を、新たに設ける。

【公表の対象となる命令等】

- ① 住宅宿泊事業者に対する、特例住宅の認定の取消し
- ② 住宅宿泊事業者に対する、法第 15 条に規定する業務改善命令
- ③ 住宅宿泊事業者に対する、法第 16 条第 1 項に規定する業務停止命令
- ④ 住宅宿泊事業者に対する、法第 16 条第 2 項に規定する廃止命令
- ⑤ 住宅宿泊管理業者に対する、法第 41 条第 2 項に規定する業務改善命令

【公表事項】

- ① 命令等を受けた住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者名）
- ② 命令等に係る届出住宅の所在地
- ③ 命令等の理由及び内容
- ④ 届出の年月日
- ⑤ 届出番号

※既存施設についても、改正条例の施行後に命令等を受けた場合には、公表の対象とする。

「新宿区旅館業法施行条例」改正案（骨子）

1 改正理由

平成 30 年 6 月、訪日客の急増などによる宿泊需要の増大を背景に旅館業法（以下「法」という。）が改正され、旅館・ホテル営業におけるフロントの設置義務や最低客室数の規定が撤廃されました。

この規制緩和により、新宿区内の旅館業の施設数は増加していますが、特に、戸建て住宅を旅館として営業するケースが多く、こうした小規模な施設が住宅地に進出した結果、ごみや騒音、喫煙などに関する苦情が多く寄せられるようになっていきます。

また、現在の条例では施設にフロントを設置しない場合、その代替措置として 10 分以内の駆け付け体制の確保や、遠隔で監視する場所に従事者の常駐を義務付けていますが、これらの規定が十分に遵守されていない状況も見受けられます。

こうしたことから、区では、区民の平穏な生活環境を維持するため、「新宿区旅館業法施行条例」を改正し、構造設備基準などのルールを強化することにより、旅館業の適正な運営の確保を図ります。

2 主な改正内容

（1）条例の名称・目的の改正及び責務規定の新設 【新設】

新宿区における旅館業を取り巻く現状を踏まえ、旅館業に起因する問題が区民の生活環境を悪化させることがないように、旅館業の適正な運営を確保するため、区独自の規制を追加することから、条例の名称を変更する。

あわせて、各主体の役割を明確化するため、区長・営業者の責務を新たに規定する。

	現行	改正案
条例名	新宿区旅館業法施行条例	新宿区旅館業の適正な運営の確保に関する条例
条例の目的	なし ※「趣旨」として、旅館業法の施行に関し必要な事項を定めるとしていた。	(新設) 「旅館業に起因する事象による生活環境の悪化を防止すること」を明記
責務	なし	(新設) ・区長 旅館業の適正な運営について営業者への適切な指導・助言を行うよう努める。

・営業者
旅館業に起因する騒音の発生などによる生活環境への影響に十分配慮する。

(2) 構造設備基準の強化

小規模な施設やフロントを設置していない施設に起因する苦情や不安の声が、周辺住民から多く寄せられていることから、適正な管理運営の確保のため、新たに、以下の構造設備基準の規定を設ける。

- ① 旅館用途の延べ床面積の合計が 200 平方メートルを超えるものであること。
- ② フロントの設置
- ③ フロントに営業従事者が常駐するための設備として、以下の設備を有すること。
 - ア 営業従事者の控室として、以下の基準を満たす室を有すること。
 - (ア) 十分な広さを有すること。
 - (イ) 客室を通らずに出入りすることができること。
 - (ウ) 仮眠のための寝台を設けること。
 - イ 営業従事者が利用することができる便所を有すること。
- ④ 玄関、フロント、客室その他の設備を同一の敷地内で管理することができる構造であること。
- ⑤ 十分な広さのロビーを有すること（旅館・ホテル営業のみ）。
- ⑥ 車寄せ又は駐車場の設置
- ⑦ 廃棄物を保管するための設備

※既存施設には適用しない。

(3) 周辺地域の住民に対する説明【新設】

周辺住民の不安解消を図るため、新たに、周辺住民に対する説明の実施に関する規定を設ける。

【時期】

許可又は承継承認の申請をしようとする日の 30 日前まで

【方法】

書面による説明（周辺住民の求めがある場合は説明会を実施）

【対象範囲】（別途規則で定める）

施設の敷地から 10m 以内の敷地に存する建物に居住又は勤務する者

【説明実施後の報告】

許可又は承継承認の申請の際に、説明の実施状況の報告を義務付ける。

(4) 施設の掲示義務

近隣の区民が営業者に連絡を取りたいと思った際に、営業者の連絡先を把握できるようにするため、フロントのない既存施設の掲示義務について、以下のとおり新たな規定を追加する。

【掲示場所】

公衆が見やすい場所

【掲示内容】(②～⑤を新たに追加し附則で規定)

- ① 施設名称(既存規定)
- ② 管理者の氏名及び緊急連絡先
- ③ 宿泊定員
- ④ 営業の種別
- ⑤ その他区長が必要と認める事項

※既存施設について、条例施行時に適用する。

(5) 申請書の添付書類の追加

住宅等が旅館業に用途変更した結果、建築基準法に適合しなくなる事例を防ぐため、申請時の提出書類として建築基準法に適合することを担保する建築確認済証や工事完了届の副本等の書類の提出を義務付ける。(添付書類の内容は規則で定める)

- ① 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認済証の写し
- ② 建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証の写し又は同法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定により届け出た工事完了届の副本若しくはその写し

※既存施設には適用しない。

(6) 営業従事者常駐義務の違反に対する措置命令 【新設】

以下の規定に違反して旅館業が営まれている場合、必要な措置をとるべき旨の命令ができる規定を設ける。

【フロントを有する施設】

フロントに営業従事者を常駐させること。

【フロントのない既存施設】(附則で規定)

- ① 営業従事者が施設に10分以内に到着することができる体制の確保
- ② フロントの代替措置を行う設備(駆け付けや監視を行う事務所)に営業従事者を常駐させること。

(7) 命令等の公表 【新設】

区が措置命令や業務停止命令、許可の取消しを行った場合に公表できる規定を新たに設ける。

【公表の対象となる命令等】

- ① 法第 7 条の 2 各項に規定する措置命令
- ② 法第 8 条に規定する停止命令又は許可の取消し
- ③ 営業従事者常駐義務の違反に対する措置命令（上記（6））

【公表事項】

- ① 命令を受けた営業者の氏名（法人の場合、名称及び代表者名）
- ② 命令に係る施設の名称、所在地、営業の区分
- ③ 命令の理由及び内容
- ④ 許可年月日及び許可番号

※既存施設についても、改正条例施行後に命令等を受けた場合には対象となる。

※④については、規則で定める。

「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」改正案（骨子） 「新宿区旅館業法施行条例」改正案（骨子）【概要版】

別紙3

【改正の経緯】

- ▶ 訪日客の急増などによる宿泊需要の増大を背景に、平成30年6月、住宅宿泊事業法の施行、旅館業法の改正が行われ、住宅地でも民泊や小規模旅館を開業することが可能になった。
- ▶ 新型コロナが収束した令和5年度以降、施設数が急激に増加している。住宅宿泊事業の施設数は令和7年度末時点で3,749件に上り、全国で最も多い。旅館業の施設数は直近3年で228件増加しているが、その大部分が戸建て旅館など小規模な施設である。
- ▶ 施設数の急増に伴い、近隣住民からの苦情が多く寄せられるようになり、令和7年度の苦情件数は、住宅宿泊事業と旅館業を合わせて1,525件に上っている。
- ▶ 苦情の内容別に見ると、ごみや騒音、喫煙など、周辺地域の生活環境の悪化につながるものが多い。

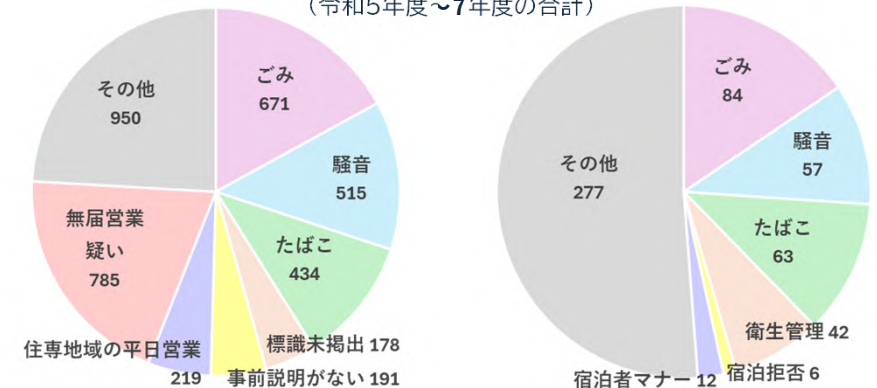
【これまでの区の実施】

- ▶ 区では、全国に先駆けて「住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を制定し、住居専用地域における平日の実施制限など独自のルールを設けたほか、新宿区住宅宿泊事業ルールブックを通じて届出者に新宿区ルールを周知徹底し、民泊運営の適正化を図ってきた。
- ▶ ルールを守らない事業者に対する是正指導のほか、令和7年度から、違反を繰り返す悪質な事業者に対する行政処分を行っている。これまでに、業務改善命令を163施設に、業務停止命令を67施設に、廃止命令を15施設に発出してきたが、現在も民泊に起因する苦情や通報が後を絶たない。

住宅宿泊事業・旅館業の施設数の推移（左目盛り）と苦情件数の推移（右目盛り）



住宅宿泊事業の苦情内訳（左）と旅館業の苦情内訳（右）
（令和5年度～7年度の合計）



【主な改正内容】

- ▶ 住宅宿泊事業の実施制限の見直し
 - ・制限区域を、住居専用地域、住居地域、準工業地域、文教地区に拡大
 - ・制限区域内は、新たな住宅宿泊事業の実施を禁止
 - ・施行から2年後に、実施制限を既存施設にも適用
- ▶ 旅館業の構造設備基準の強化
 - ・施設の最低規模（旅館用途の延べ床面積200㎡超）の規定を新設
 - ・フロントの設置、営業従事者の常駐を義務化

区民の平穏な生活環境を維持するため、2条例をあわせて改正することによりルールを厳格化し、住宅宿泊事業・旅館業の適正な運営の確保を図ります。

「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」改正案

実施地域と実施日数（※2）

現行

住居専用地域：平日（月曜～木曜）営業禁止
その他の地域：規制なし（年間180日）

改正後

住居専用地域、住居地域、準工業地域、文教地区

- ▶ 新たな住宅宿泊事業の実施を禁止
- ▶ 届出住宅を所有し、家主同居・居住の場合、「特例住宅」の認定を受けることにより、年間120日（春休み、夏休み、冬休み期間）のみ営業可

近隣商業地域、商業地域

- ▶ 実施期間は年間120日（春休み、夏休み、冬休み期間）を上限とする。

新 運用体制の強化

現行

規定なし

改正後

- ▶ 宿泊者の本人確認・説明を対面で実施（※1）
- ▶ おおむね30分の駆け付け体制（※1）
- ▶ 廃棄物処理業者への委託（※1）
- ▶ 非登録業者への再委託を原則禁止（※2）

周辺地域の住民 に対する説明

現行

届出の7日前までに、近隣住民への書面説明の実施を義務付け（配布のみで可）

改正後

届出の30日前までに、近隣住民への書面配布による説明と説明会の実施を義務付け

新 命令等の公表

現行

規定なし

改正後

区が住宅宿泊事業法に基づく行政処分や特例住宅の認定取消を行った際、事業者の氏名、届出住宅の所在地、命令の内容等を公表する。

届出事項の拡充

現行

説明の実施状況のみ報告を義務付け

改正後

届出時に、緊急連絡先や廃棄物処理の委託状況など、営業者の運用体制を把握するための事項を記載した報告書の提出を義務付け

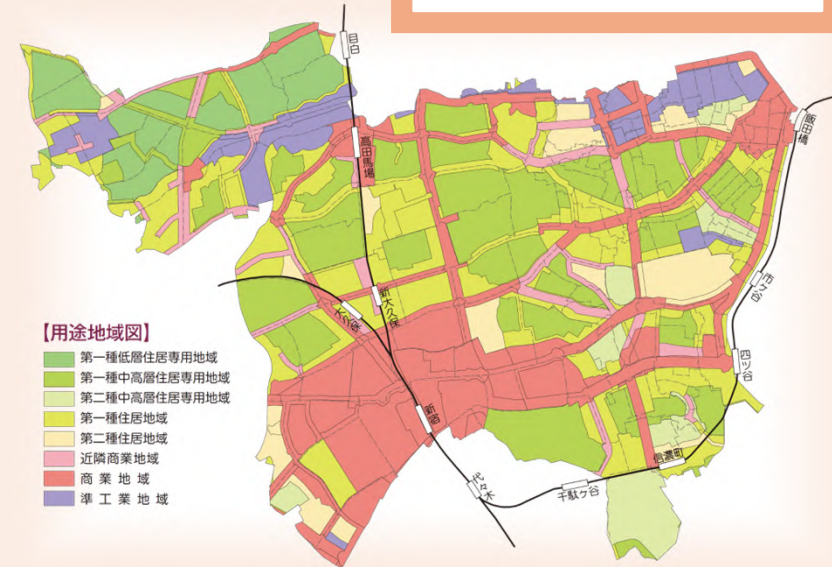
届出住宅の公表 事項の見直し

現行

所在地、連絡先、届出日、届出番号、制限地域該当の有無、管理業者名を公表

改正後

制限地域該当の有無は削除し、新たに「住宅宿泊事業者の氏名（法人の場合、名称及び代表者名）」「緊急連絡先」を追加



既存施設について、（※1）は施行後即時に適用、（※2）は2年後から適用

区民の平穏な生活環境を維持するため、2条例をあわせて改正することによりルールを厳格化し、住宅宿泊事業・旅館業の適正な運営の確保を図ります。

「新宿区旅館業法施行条例」改正案

新

条例の名称・目的の改正 及び責務規定の新設

現行

条例名：新宿区旅館業法施行条例
目的：なし（趣旨として「法の施行に関し必要な事項を定める」）
責務規定：なし

改正後

条例名：「新宿区旅館業の適正な運営の確保に関する条例」
目的：「旅館業に起因する事象による生活環境の悪化を防止すること」を明記する。
責務規定：区長、営業者の責務規定を新設

構造設備基準の強化

現行

旅館業法及び旅館業法施行令の委任を受け、換気、採光、照度などの基準に加え、宿泊者専用動線の確保を条例に規定している。

改正後

- ▶ 施設の最低規模（旅館用途の延べ床面積の合計が200㎡超）を規定
- ▶ フロントの設置義務、営業従事者の常駐設備の規定を新設
- ▶ ロビー、駐車場及び廃棄物保管設備の設置を義務付け

新

営業従事者常駐義務 違反に対する措置命令

現行

規定なし

改正後

次の違反に対し命令ができる規定を新設。

- ▶ フロントを有する施設にもかかわらず営業従事者が常駐していない。
- ▶ 既存施設のうちフロントがない施設において、監視や駆け付けを行う事務所に営業従事者が常駐していない。

新

周辺地域の住民 に対する説明

現行

規定なし

改正後

申請の30日前までに、近隣住民への書面配布による説明を義務付け

施設の掲示義務

現行

施設名称のみ規定

改正後

施設名称に加え、フロントのない施設を対象に、管理者の氏名や緊急連絡先等の表示を義務付け

申請書の添付書類 の追加

現行

土地及び建物の登記事項証明書、賃貸借契約書の写しのみ規定

改正後

上記に加え、建築基準法に基づく確認済証の写し、検査済証の写し等の提出を義務付け

新

命令等の公表

現行

規定なし

改正後

区が旅館業法に基づく行政処分や、この条例に基づく措置命令を行った際、事業者の氏名、施設の名称・所在地、命令の内容等を公表

「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」

の改正に向けたパブリック・コメントを実施します

新宿区では、住宅宿泊事業（民泊）の増加による区民の平穏な生活環境の悪化を防止するため、「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」の改正を検討しています。条例の改正にあたり、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、皆様から広くご意見を募集します。

意見の募集期間

令和8年10月15日（木） ～ 令和8年11月13日（金）**必着**

意見書の提出方法

意見用紙に必要事項を記入の上、提出先に持参、郵送、ファクス又は窓口のいずれかの方法でご提出ください。

また、区ホームページより資料の閲覧、動画の視聴、意見の提出をすることができます。

区ホームページ URL：

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/kenko01_002177_01_00001.html



意見の取り扱い・公表

お寄せいただいた意見等は条例改正案の作成に活用します。

また、個人情報に配慮した上で、後日、区の考え方と併せて区ホームページで公表します。

類似するご意見等は集約させていただきます。

個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

提出先・問合せ先

〒160-0022

新宿区新宿五丁目18番21号

新宿区保健所衛生課環境衛生係

電話：03（5273）3841

FAX：03（3209）1441



新宿区 パブリック・コメント 意見用紙

「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」の改正に向けたパブリック・コメントの実施について

～ご意見をお寄せください～

受付期間	令和8年10月15日(木)から 令和8年11月13日(金)まで (必着)
意見を提出できる方	新宿区に在住・在勤・在学の方 新宿区内の事業者及び団体 本案件に直接的な利害関係を有する方
受付方法	・この意見用紙にご意見をお書きいただき、氏名・住所等を記入してください。 ・下記の提出先へ郵送・FAXまたは直接窓口にお持ちください。 ・本案件の閲覧場所においても取次ぎいたします。また、この用紙以外でも記入事項を満たしていればお受けします。 ・右側の二次元コードからも提出できます。 

《ご意見》 (記入日 年 月 日)

--	--	--	--

ご意見をいただく方の 氏名 ・ 住所 等			受付印 (区使用欄)
氏 名	いずれかに○をつけてください		
	在住・在勤・在学		
住 所 または勤務先・学校等の 名称 及び 所在地			
新宿区に在住・在勤・在学以外の方は、本 案件に対する直接の利害関係について具 体的に記入してください。			

※お書きいただいた氏名等の個人情報は、公表いたしません。また、意見公募(本案件)以外の目的には使用いたしません。

【提出先】

お問合せ・郵送先	〒160-0022 東京都新宿区新宿5-18-21 (区役所第二分庁舎3階) 新宿区健康部(保健所)衛生課環境衛生係 電話 03(5273)3841(直通)
ファックス番号	03(3209)1441
新宿区ホームページ	http://www.city.shinjuku.lg.jp/

「新宿区旅館業法施行条例」の改正に向けた
パブリック・コメントを実施します

新宿区では、従事者が常駐しない小規模宿泊施設の増加による区民の平穏な生活環境の悪化を防止するため、「新宿区旅館業法施行条例」の改正を検討しています。条例の改正にあたり、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、皆様から広くご意見を募集します。

意見の募集期間

令和8年10月15日（木） ～ 令和8年11月13日（金）**必着**

意見書の提出方法

意見用紙に必要事項を記入の上、提出先に持参、郵送、ファクス又は窓口のいずれかの方法でご提出ください。

また、区ホームページより資料の閲覧、動画の視聴、意見の提出をすることができます。

区ホームページ URL：

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kenkou/kenko01_002177_01_00001.html



意見の取り扱い・公表

お寄せいただいた意見等は条例改正案の作成に活用します。

また、個人情報に配慮した上で、後日、区の考え方と併せて区ホームページで公表します。

類似するご意見等は集約させていただきます。

個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

提出先・問合せ先

〒160-0022

新宿区新宿五丁目18番21号

新宿区保健所衛生課環境衛生係

電話：03（5273）3841

FAX：03（3209）1441



新宿区 パブリック・コメント 意見用紙

「新宿区旅館業法施行条例」の改正に向けたパブリック・コメントの実施について

～ご意見をお寄せください～

受付期間	令和8年10月15日(木)から 令和8年11月13日(金)まで (必着)
意見を提出できる方	新宿区に在住・在勤・在学の方 新宿区内の事業者及び団体 本案件に直接的な利害関係を有する方
受付方法	・この意見用紙にご意見をお書きいただき、氏名・住所等を記入してください。 ・下記の提出先へ郵送・FAXまたは直接窓口にお持ちください。 ・本案件の閲覧場所においても取次ぎいたします。また、この用紙以外でも記入事項を満たしていればお受けします。 ・右側の二次元コードからも提出できます。 

《ご意見》 (記入日 年 月 日)

--	--	--	--

ご意見をいただく方の 氏名 ・ 住所 等			受付印 (区使用欄)
氏 名		いずれかに○をつけてください	
		在住・在勤・在学	
住 所 または勤務先・学校等の 名称 及び 所在地			
新宿区に在住・在勤・在学以外の方は、本 案件に対する直接の利害関係について具 体的に記入してください。			

※お書きいただいた氏名等の個人情報は、公表いたしません。また、意見公募(本案件)以外の目的には使用いたしません。

【提出先】

お問合せ・郵送先	〒160-0022 東京都新宿区新宿5-18-21 (区役所第二分庁舎3階) 新宿区健康部(保健所)衛生課環境衛生係 電話 03(5273)3841(直通)
ファックス番号	03(3209)1441
新宿区ホームページ	http://www.city.shinjuku.lg.jp/